

○松浦市共催等の名義使用に関する事務取扱要綱

平成18年1月1日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、松浦市（以下「市」という。）が、市以外の団体等が実施する事業について、共催、後援及び推薦（以下「共催等」という。）をする事業に係る市名義の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共催等の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等が市と共同して同等の立場で事業を企画し、開催することをいう。
- (2) 後援 団体等が事業を主催する際に、市が協力して円滑に実施できるよう援助を行うことをいう。
- (3) 推薦 団体等が事業を主催する際に、市がその趣旨に賛同し、事業を推奨することをいう。

(使用の名義)

第3条 共催等において、市が使用を承認する名義は、「長崎県松浦市」又は「松浦市」とする。

(対象団体及び事業)

第4条 市名義の使用承認を受ける団体は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 公共的団体若しくは公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) その他前2号に準ずると認められるもので、主催者の組織が明確である団体

2 前項に定めるもののほか、市名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が明らかに市の福祉、教育及び文化の向上普及に寄与し、公益性のあるものであること。
- (2) 市行政の運営に関する基本方針及び計画に反しないものであること。
- (3) 事業規模が、市民全般又は市民の相当な範囲を対象とするものであること。
- (4) 団体等の基礎が明確で、活動実績等から十分事業を遂行できる能力があると判断されたものであること。
- (5) 団体等が参加者から徴収する入場料、出品料、参加料等の額は、事業に要する必要経費の範囲内であること。
- (6) 政治目的、宗教活動及び営利事業の一環として行われる事業ではないこと。
- (7) 主催者の存在が明確であること。
- (8) 開催又は開設の場所は、公衆衛生及び災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。
- (9) 過去に市名義の使用承認を受けた団体等で、承認の条件に違反していないこと。

(申請手続)

第5条 市に共催等を申請しようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、原則として事業を開催する1月前までに関係書類を添えて松浦市共催等名義使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(承認・不承認の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、共催等についての適否を速やかに審査し、承認の可否を松浦市共催等名義使用承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の届出)

第7条 申請者が、第5条に定める申請書を提出した後に、申請書の記載事項に係る変更又は事業を中止する場合は、速やかに松浦市共催等名義使用変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、承認を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該事業に係る承認を取り消すことができる。

- (1) 共催等の承認を受けた団体等が、その事業の実施に当たり第4条第2項に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 市の付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により承認の決定を取り消した場合には、松浦市共催等名義使用取消通知書（様式第4号）により、承認を受けた団体等に通知するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

松浦市長 様

団 体 名
代 表 者 氏 名
代 表 者 住 所
担 当 者 氏 名
連絡先電話番号

松浦市共催等名義使用許可申請書

下記の事業の開催につき、市の共催等名義の使用承認をいただきたく申請いたします。

記

名 義 使 用 区 分	1 共催 2 後援 3 推薦
事 業 名	
開 催 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
開 催 場 所	
事 業 目 的	
事 業 内 容	
対 象 者	
入場料、参加料等の徴収	1 有(大人 円 小人 円) 2 無
他の共催後援等団体名	

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

松浦市長



松浦市共催等名義使用承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松浦市共催等名義使用承認については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

事業名	
名義使用区分	1 共催 2 後援 3 推薦
決定事項	1 承認する。 ・公的機関の施設を使用する場合は、各施設の使用規定に従うこと。 なお、事業の開催によって生じた事故等の責任は、申請者が負うものとします。 ・広告物等を掲示する場合は、関係法令等を順守し、土地・建物等の所有者又は管理者の承認を事前に得ること。なお、期間終了後は、直ちに撤去すること。
	2 不承認とする。 理由

* 後援、推薦における財政援助は一切行いません。

* 申請内容に変更があった場合には、速やかに松浦市共催等名義使用変更届出書を提出してください。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

松浦市長 様

団 体 名
代 表 者 氏 名
代 表 者 住 所
担 当 者 氏 名
連絡先電話番号

松浦市共催等名義使用変更届出書

下記事業の開催につき、変更が生じましたので届け出ます。

記

1 変更

	変更前	変更後
承認区分	共催 後援 推薦	共催 後援 推薦
事業名		
開催日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
開催場所		
事業目的		
事業内容		
対象者		
入場料、参加料等の徴収	有(大人 円 小人 円) 無	有(大人 円 小人 円) 無
他の共催後援等団体名		

2 中止

3 変更又は中止の理由

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

松浦市長

印

松浦市共催等名義使用取消通知書

年 月 日付け 号で(共催 後援 推薦)名義使用承認
を決定しましたが、下記理由により取り消しましたので通知します。

記

取消理由

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)